

財務省告示第二百九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年七月十一日に発行した割引短期国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第三百八十

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい

五 募入決定の 価格競争入札発行（以下「価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を順次割

各国債市場特別参加者ご

募限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。

競争入札発行（以下「価格競争

競争入札」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入

場であつて、財務大臣が各

市場特別参加者による発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

下）を定めるものによる発行（以

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所参加	元金支払額	償還金額		償還期限	争入札発
平成十七年七月十一日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	平成十八年一月十二日	額面金額
			百円につき百円	百円	は、その翌営業日に	平成一厘六毛	百円につき九十九円九